

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20230606製局第4号
令和5年6月12日

北海道経済産業局長

経済産業省製造産業局長

競輪における大臣賞の交付について

上記については、今回別紙「特別競輪における大臣賞交付内規」のとおり改正しましたので、各関係者にその旨周知徹底するよう指導してください。

なお、平成31年4月24日付け20190418製局第1号「競輪における大臣賞の交付について」は、廃止します。

(別紙)

特別競輪における大臣賞交付内規

1. 製造産業局は、下記のG P及びG Iの決勝競走における優勝選手に対する大臣賞交付申請を受け付ける。

記

KEIRINGランプリ (G P)
ガールズグランプリ (G P)
読売新聞社杯全日本選抜競輪 (G I)
日本選手権競輪 (G I)
オールスター競輪 (G I)
朝日新聞社杯競輪祭 (G I)

2. 大臣賞交付の手続

施行者は、開催期日の少なくとも1月前までに大臣賞を授与しようとする競輪及び競走の種類、授賞者の区分を明らかにして経済産業大臣宛てに申請するものとする。

製造産業局は、この内規の定めるところ及び経済産業省が定める規程に従い審査し、次の様式により大臣賞状を交付の手続を行う。

3. 施行者は、当該競輪の終了後10日以内に受賞者の氏名を経済産業大臣宛てに報告するものとする。

(様式)

賞 状

優 勝

氏 名

あなたは●●●主催●●●●●競輪において特に優秀な成績を収められましたのでその栄誉をたたえこれを賞します。

年 月 日

経済産業大臣名

(注) 賞状文中●●●主催には施行者名を●●●●●競輪には次の例により記入すること

(例)

(ア) KEIRINグランプリ○○○○ (GP)

(イ) 第○回オールスター競輪 (GI)